

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第48回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成23年7月8日（金）10:00～12:30

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，大橋寛明，奥田昌道（委員長），
中田裕康，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成23年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ 平成23年7月及び8月の出向からの復帰候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成23年4月及び7月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びそれらの候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成23年上半期の判事補から判

事への任命候補者，判事の再任候補者，平成23年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成23年7月及び8月の出向からの復帰候補者について，指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から，平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者99人のうち，1人が願いを取り下げ，1人が出向したことにより，今回の審議対象から外れたことが報告された。また，2月23日の当委員会の結果を受け，各地域委員会に対し，指名候補者について情報収集を行い，その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと，各地域委員会では，当委員会からの依頼に基づき，情報収集及びその取りまとめが行われ，その結果が送付されたことが報告された。さらに，報告された情報が大部になったことから，予定どおり6月28日に作業部会が開催され，重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに，地域委員会における情報収集に関し，地域委員会から送付された情報の中には，依然として，弁護士会を經由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること，各地域委員会では，段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの，弁護士会経由の情報であっても，具体的事実が指摘され，情報提供者の氏名が明示されているものについては，情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして，これを当委員会に送付していることから，作業部会でも，弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で，これを一律に排除することなく，検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて，弁護士からの情報については，今後とも，弁護士会経由ではなく，地域委員会に直接提供されるよう，弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが，本日の委員会においても，作業部会での取扱いと同様に，弁

護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会では、地域委員会から送付された情報等を精査したが、重点審議者に追加すべき者はいなかったことが報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないこととされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者97人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、95人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成23年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月23日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者2人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成23年7月及び8月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者2人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ その他

前回委員会において委員から指摘があった判事補の外部経験の現状について、説明者から以下の説明がされたのに対し、委員から以下の意見が述べられた（○：委員、▲：説明者）。

▲：本年10月に判事任命予定の判事補のうち多数の者が多様な形で外部経験をしている。外部経験をしていない者の中には、育児休業又は長期病休を取得していた者もいる。また、事件処理要員としての判事補の確保も重要な課題であるので、その関係で判事補に外部経験をさせられなかった状況もあったと思われる。

判事補の外部経験の多様化について、今後ともできるだけ多数の判事補が外部経験に進めるよう努めていくが、そのためには関係各方面の理解や協力も必要であろう。

○：判事補の外部経験の多様化については、平成13年6月に司法制度改革審議会意見書があり、平成14年3月12日の最高裁判所の説明骨子や平成15年3月18日の法曹制度検討会でもできる限り進めると言われている。実際に外部経験を行う時期は、13年10月の今回の対象判事補任官後すぐに行われた訳ではなく、任官3年後又は5年後に行われたものであるから、十分に期間はあったはずである。最高裁判所も、判事補の外部経験は基本的に2年間行うと述べていることから、2年間の外部経験が行えるよう判事補の新規採用をする必要があるし、当委員会においても、判事補の外部経験の有無が判事に任命されるべき者として指名することの重要な要素であると考えてるので、判事補の外部経験を是非積極的に進めるようお願いをしたい。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月1日(木)午後1時30分から開催され、平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び現行司法修習を終了した者(現行64期)から判事補への任官希望者について審議することとなった。

以上